

平成25年7月19日
全国人権擁護委員連合会

学校等における体罰問題に関するメッセージ

殴る、蹴る、長時間の正座を強いて苦痛を与える等の体罰は、法律で禁止されています。愛のムチ、指導のつもりで行う人もいるのかもしれませんが、人間の尊厳を損ない、ときに身体に重大な障害を与えるだけでなく、子どもの成長発達に悪影響を及ぼし、精神的に追い詰めることにもなりかねません。生涯、消えることのないトラウマを残し、暴力容認の風潮を助長することにもなります。

体罰は絶対にしないでください。体罰を受けている人、体罰を見た人、聞いた人は、私たち、人権擁護委員に連絡してください。秘密は必ず守ります。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権SOSミニレター」を使って連絡しても、全国共通・無料の「子どもの人権110番」(0120-007-110)に電話してもかまいません。メールも受け付けています。

私たち人権擁護委員は、「人権」を取り戻すための仕事に取り組んでいます。体罰をストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。

保護者の方も、お子さんを護るために、人権擁護委員を御活用ください。

子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものになりたい。これが私たちの願いです。